NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU
長島・大野・常松 法律事務所
NO&T Client Alert

2020 年 3 月 26 日号

国内外における新型コロナウイルスの影響まとめ（速報・その 4）

はじめに

3 月 25 日、小池都知事が新型コロナウイルス感染の現状を「感染爆発の重大局面」と評し、在宅勤務の推奨や週末の外出自粛を呼びかけるなど、国内における新型コロナウイルスの感染加速への緊迫感が増しています。また、渡航制限の拡大等に伴い、海外に子会社・関係会社を抱える企業からの問い合わせも増えているため、当事務所の海外オフィスと連携して速報ベースで各国の方針や影響拡大状況の概要につきお知らせ致します。なお、本ニュースレターは感染拡大が続く間、不定期に配信していきたいと思いますが、同感染症の拡大状況については日々状況が変化している中、本ニュースレターの内容がその後変更・更新されている可能性については十分ご留意の上参照ください。本ニュースレターの内容は、特段記載のない限り、日本時間 2020 年 3 月 25 日夜時点で判明している情報に基づいています。

本号で取り上げる対象国：日本、中国、米国、欧州全般、ドイツ、英国、シンガポール、インドネシア、ベトナム、インド、タイ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー

国内（塩崎彰久弁護士：akihisa_shiozaki@noandt.com）

全体概況　死亡者：41 人、感染者数（累計）：1,089 人（3 月 24 日現在 [1]）

多くの国内企業において、従業員感染の現実的な可能性を見据え、感染時における事業継続の方策や二次感染の防止対策の検討が進んでいる。

3 月 23 日、欧米各国における新型コロナウイルスの感染者数の爆発的増加を踏まえ、政府は米国全域からの入国規制の強化を発表するなど海外との渡航制限を一層厳格化しており、海外子会社の管理やクロスボーダー取引への影響が深刻化している。また同日、東京都知事が近い将来における東京の「ロックダウン（都市封鎖）」の可能性に言及したことに伴い、一部企業においては事業継続性（BCP）の観点からリスクシナリオの見直しを迫られることが予想される。

主な政府発表

・イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ（3 月 20 日・安倍首相 [2]）
・諸外国の行動制限等の現状について（3 月 23 日・厚生労働省 [3]）
・新型コロナウイルス感染症に対する対応方針について（3 月 23 日・東京都 [4]）

[1] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei
[2] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html#0320
[3] https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000611502.pdf
[4] https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/03/23.html

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

日本における都市封鎖・外出制限の強制力

（1）感染症法上の根拠

感染症法 33 条は、都道府県知事に対し、エボラ出血熱等の「一類感染症」につき、72 時間以内の期限を定めて汚染の疑いのある場所につき「交通を制限し、又は遮断することができる」権限を付与している。しかし、新型コロナウイルスは指定感染症ではあるが、政令により 33 条が準用されてはいないため、現状においては感染症法に基づき市民の移動を制限する法的根拠は認められない。

（2）新型インフルエンザ等対策特別措置法上の根拠

3 月 13 日に改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 1 条の 2 において、新型コロナウイルスが同法の定める「新型インフルエンザ等」とみなされることとなった。同法の下では、新型インフルエンザ等の全国的かつ急速な蔓延等の状況において、内閣総理大臣は「緊急事態宣言」（32 条 1 項）の発出をもって緊急事態措置をとることが可能となる。そしてかかる場合において、各都道府県知事は、「生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと」（45 条 1 項）、「施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止」（同条 2 項）等の感染防止措置への協力要請をすることができるとされている。

しかし、これらの措置はあくまで住民や施設管理者等の任意の協力を求める「要請」とされており、住民に何らかの法的義務や罰則を科すものではない。なお、要請に応じない施設管理者等に対しては「指示」を出すことができると定めるが、これに反したからといって罰則が科されるわけではなく、また住民一般は適用対象ではない。

したがって、現状においては海外各国で導入されているような罰則や強制力を伴った移動制限や施設閉鎖措置を国内でとることは困難であり、仮に将来一部地域において「ロックダウン（都市封鎖）」が検討されるとしても、要請への任意の協力を求める形式となることが想定される。

渡航情報

１．日本から外国への主な渡航制限[5]（3 月 24 日現在）

中国及び韓国の広域並びに欧州のほとんどの国にレベル 3 の感染症危険情報（渡航中止勧告）が外務省より出されている。渡航中止勧告対象区域が世界規模で拡大している。

さらに、全世界についてレベル 1 の感染症危険情報（十分注意）が出された。

２．外国から日本への主な渡航制限[6]（3 月 24 日現在）

日本は現在、中国、韓国、イラン、スイス、スペイン及びイタリアの一部地域又はアイスランド及びサンマリノ共和国に滞在歴のある外国人の入国を原則拒否している。

中国（川合正倫弁護士：masanori_kawai@noandt.com）

全体概況　死亡者：3,277 人、感染者数（累計）：81,171 人（3 月 24 日現在）[7]

中国政府の発表による限り、国内感染は収束に向かいつつあり、武漢市の封鎖措置が 4 月 8 日に解除される旨が発表されるなど事業活動再開の動きが加速している。他方で、新規感染者の大部分は国外からの流入事例であることから、海外からの入国者に対して厳格な管理が実施されている。入国者に対する管理措置は地方政府ごとに大きく異なり、また、随時変更される状況にあるため、渡航地域の最新の状況を確認する必要がある。なお、上海市は、国外からの全渡航者を対象に PCR 検査を実施しているものの、3 月 23 日以降に日本から渡航した者については隔離対象から除外された。

主な政府発表

・湖北省政府は、新型コロナウイルス感染症の震源地となった武漢の封鎖措置を 4 月 8 日に解除すると発表した。

[5] https://www.anzen.mofa.go.jp/

[6] http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html

[7] 大部分は武漢が所在する湖北省に集中している（累計死者数 3,160 人、累計感染者数 67,801 人）。

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

・国内感染の収束傾向を受け、各地方政府は事業再開への動きを加速させ、街も活気を取り戻しつつある。例えば、上海市では 3 月 24 日以降、集合住宅（小区）の敷地への非居住者や車両の立ち入りについて緩和される見込みである。

渡航情報

・3 月 10 日以降、日本人が、旅行、友人訪問又はトランジットのいずれかの目的で中国に入国する場合、滞在日数が 15 日以内であれば査証を免除するという措置が暫定停止されている。日本人のビジネス及び親族訪問目的の中国訪問については引き続き査証免除が適用されるが、入国時に中国国内の招待側が 7 日以内に発行した書類の原本を提示する必要がある。

・中国の多くの地域では、入国者に対し、到着空港から当局の指定車両で居住地や指定ホテルに移送して 14 日間の隔離措置を義務付けるなど、国外からの渡航者に対する入国管理措置が強化されている。入国者に対する管理措置は地方政府ごとに大きく異なり、また、随時変更される状況にあるため、渡航地域の最新の状況を確認する必要がある。

・上海市では、国外からの全入国者を対象に PCR 検査を実施している。また、感染が深刻な 24 か国からの渡航者を対象に 14 日間の自宅又は指定施設での隔離措置が求められるが、3 月 23 日以降に日本から入国する場合は隔離対象から除外された（同日以前に日本から入国した者は引き続き隔離措置の対象となる。）。もっとも、上述の査証免除措置は解消されていないこと、上海の空港（3 月 25 日から虹橋空港の国際線受け入れは停止され浦東空港に一本化されている。）から自宅等の移動に相当な長時間を要するという報告もあり、上海への渡航には引き続き十分な注意が必要な状況にある。

・北京市では、3 月 25 日以降、国外からの全入国者を対象に PCR 検査が実施される。また、国外からの渡航者は原則として一律で指定施設で 14 日の隔離措置の対象となる。さらに、北京首都国際空港を目的地とする国際線は他の空港に一時着陸して検疫を行うことが義務付けられており、北京への渡航にも注意が必要な状況にある。

・この他、江蘇省及び浙江省は、国外からの全入国者を対象に指定施設での 14 日間の隔離を求めている。

米国（大久保涼弁護士：ryo_okubo@noandt.com）

全体概況　死亡者：544 人、感染者数：44,183 人（3 月 24 日現在）

この 1 週間で、米国の感染者数は 10 倍、死亡者数は 7 倍になった。このうち最も状況が悪化しているのはニューヨーク州であり、全米の感染者の半分超（25,665 人）を占める。これを受けて、ニューヨーク州では、必須サービスを除く全ての事業者の在宅勤務義務・自宅待機要請を定める行政命令が発出されており、マンハッタンの街はゴーストタウンと化しているが、感染者数は直近 3 日間で倍増しており医療崩壊が懸念されるため、海軍病院船の派遣や Javits Convention Center の臨時病院化等の対策が進められている。NY 州知事によれば今後 2～3 週間で感染拡大のピークを迎えると見込んでいるとのことである。このような中で、与野党の意見不一致により議会通過が遅れていた 2 兆ドル規模の経済支援法案が成立した。他方、トランプ大統領は、イースター（4 月 12 日）までに米国のビジネスを再開させる意向を述べ、非現実的であるなどの議論を呼んでいる。

主な政府発表

（法務）

・デラウェア州最高裁が、4 月 15 日まで公開の法廷を閉じる（今後の手続は電話会議等でのみ行う。）旨及び裁判手続等における期限を 4 月 21 日までに延期する旨を通達（3 月 22 日）

・ニューヨーク州が、裁判手続等における期限を 4 月 19 日まで延期する行政命令を発出（3 月 20 日）

・ニューヨーク州の裁判所が、民事法廷の運営を必須の案件に限定する旨を通達（3 月 15 日）

・司法省（DOJ）及び FTC が、合併にかかる独禁法審査を一時的な e-filing system に移行すること及び審査期間短縮制度は一時凍結することを発表（3 月 13 日）

・IRS が、連邦税の確定申告・支払期限を 3 か月延長（3 月 13 日）

・SEC が、テレビ会議方式の株主総会を容認する指針を発表（3 月 13 日）

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

・SEC が、investment advisor 及び registered fund の開示義務の延長を認める命令を発出（3 月 13 日）
・SEC が、上場会社に対して、3 月 1 日から 4 月 30 日までに提出義務のある有価証券報告書等（Form10-K, 10-Q 等）の開示義務について提出期限の 45 日間の延長を認める命令を発出（3 月 4 日）
(一般)
・政府が、ニューヨーク市訪問者の 14 日間待機を要請（3 月 25 日）
・政府が、ニューヨーク州、ワシントン州、カリフォルニア州について大規模災害認定（3 月 22 日）
・ニューヨーク州知事は、3 月 22 日午後 8 時以降の、必須サービスを除く全ての事業者の在宅勤務義務・自宅待機要請を定める行政命令を発出（3 月 20 日）
・トランプ大統領が、国防生産法を発動（3 月 18 日）

渡航情報
・国務省は、3 月 19 日に、米国市民の海外渡航中止・海外にいる米国市民の帰国勧告を発出した。
・CDC（米国疾病予防管理センター）は、以下の国への海外渡航について 3 月 24 日時点で以下の注意レベルを発表している。
　レベル 3（入国制限対象）：欧州 26 か国（シェンゲン協定加盟国）、英国、アイルランド、中国、イラン
　レベル 3（不必要な渡航を避けること）：オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、エクアドル、インド、インドネシア、日本、イスラエル、マレーシア、パキスタン、フィリピン、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、韓国、タイ、トルコ
　レベル 2（高齢者及び基礎疾患保有者は不必要な渡航を避けること）：全世界
・日本国政府は、3 月 23 日に、米国から日本への入国者について、14 日間の自宅等での隔離措置と公共交通機関の使用禁止を発表した。

その他
・米国では、ビジネスへの影響も大きく出始めており、法的問題も現実化しつつある。COVID-19 問題が本格化する前に既に契約を締結済の M&A を初めとする取引案件では、クロージングに向けた前提条件の充足ができるかどうかが大きな問題となっている。典型的には、必要となる許認可類の発行を予定どおり受けることができるか（この点、現時点では、多少の遅れはあるものの独禁法のクリアランスやデラウェア州の合併ファイリング等はオンラインベースで取得可能である。）、第三者の同意やサインが必要な書類についてサインが取得できるかどうか（郵便局は空いているものの原本の交付は困難である場合が想定されるが、米国において原本が必要とされることはあまりない。）、現地調査等が必要とされる場合に実行可能であるかどうか、クロージングにおいて物理的な書面（株券等）の引渡しが可能であるか等が問題となる。クロージングが延期になる場合は、いわゆる Outside Date の延長が必要かどうか、また、価格調整条項の再交渉等が問題になってくる。

欧州（アクセル・クールマン外国法事務弁護士 :axel_kuhlmann@noandt.com／大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com）

全体概況
　2 月下旬以降、北イタリアでの感染拡大から始まり欧州全域で感染者が急増しており、欧州は世界の中で見ても現時点で最も感染が拡大している地域となっている。ここまでとられてきた対応策は各国異なるが、イタリア、フランス、ドイツといった主要国では、食料品店や薬局等を除く施設の閉鎖や集会の禁止等、厳しい措置が採用されている。EU レベルにおいても、3 月 17 日、EU 加盟国により、非 EU 市民による EU 域内への 30 日間の原則渡航禁止等の措置が決定された。
　日本の外務省は、3 月 23 日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げている。加えて、レベル 3 の国は日本への入国制限の対象地域とされた。
　ドイツ及び英国については、以下の国別情報も参照されたい。

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

主な政府発表
・欧州委員会による渡航禁止措置等の提案の公表（3 月 16 日）
・EU 加盟国首脳による緊急 TV 会議の開催、渡航禁止措置の決定（3 月 17 日）
・EU 加盟国による EU の財政ルールの加盟国への適用の一時停止措置の合意（3 月 23 日）

渡航情報
・非 EU 市民による EU 域内への 30 日間の原則渡航禁止等の措置が、3 月 16 日、欧州委員会により、提案され、3 月 17 日、EU 加盟国首脳により決定された。英国市民、EFTA 加盟国市民、永住者、医療従事者、通勤者等は渡航禁止措置の例外対象となる。各加盟国により実施される。
・日本においても、3 月 17 日、政府の専門家会議が、欧州からの帰国者・訪日者に対して自宅等での待機要請をすべきとする要望書を提出したと報じられた。
・日本の外務省は、3 月 23 日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げた。

その他
・イタリアを中心に、フランス、スペイン、ドイツなど欧州全域で感染が拡大しており、イタリアでは感染者数が 6 万 9,176 人、死亡者数が 6,820 人にのぼるほか、欧州全域で感染者数が 20 万人、死亡者数が 1 万人を超えている（3 月 24 日現在）。
・イタリア、フランス、スペイン、ドイツ、英国等を含む複数国で、移動制限、学校の閉鎖、食料品店や薬局等を除く施設の休止、空港のオペレーションの制限等の措置がとられている。
・欧州委員会は、370 億ユーロ（約 4 兆 4,000 億円）の小規模事業者・ヘルスケアセクターへの経済支援措置をとる方針を公表した。
・EU の加盟国財務大臣は、欧州委員会の提案を承認し、各加盟国が企業・個人への財政支援策を柔軟に講じることを可能とするために、EU の財政ルールの加盟国への適用を一時停止することに合意した。
・欧州においては感染が急速に拡大しており、直近数日の間でも次々と新たな措置が導入されている。今後の状況の変化について引き続き注視が必要である。

ドイツ（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel_kuhlmann@noandt.com／大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com）

全体概況　死亡者：156 人、感染者数：32,781 人（3 月 24 日現在）
感染者数は増加を続けており、感染者数は 1 週間で約 25,000 人増加している。ドイツは連邦制を採用しているため、感染対策措置は基本的に各州の権限の下において行われている。もっとも、3 月 16 日には、ドイツ政府は、感染拡大を抑制するための施策として、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインを公表し、各州の権限は維持しつつも、ドイツ全土で統一的な措置が採用されることとなった。食料品、薬局等を除き、バー、劇場、見本市、スポーツ施設等、人の集まる施設が閉鎖されることになり、また、ドイツ国内のホテルの宿泊も必要な場合に限られ、観光目的には利用できないものとされた。
日本の外務省は、3 月 23 日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル 2（不要不急の渡航自粛）からレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

主な政府発表
・ドイツ政府による 7,500 億ユーロ（約 90 兆円）の支援パッケージの承認（3 月 23 日）
・メルケル首相による感染拡大防止策の発表（3 月 22 日）
・ドイツ連邦政府によるガイドラインの発表（3 月 16 日）

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

渡航情報

・EU の渡航禁止措置が、ドイツでは 3 月 17 日をもって発効する旨発表された。
・出入国の暫定的制限として、フランス、オーストリア、ルクセンブルグ、スイス、デンマークとの国境において出入国制限の措置がとられている。但し、物流及び国境を越える通勤者の出入国については、例外として認められている。
・日本の外務省は、3 月 23 日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル 2（不要不急の渡航自粛）からレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

経済支援措置

・ドイツ政府は 7,500 億ユーロ（約 90 兆円）の支援パッケージを承認した。
・主として①国営金融機関である KfW からの融資、それに対する政府保証の増強、②経済安定基金（6,000 億ユーロ）による、直接投資、融資又は保証を通じた資金供与（大・中規模企業向け）、③500 億ユーロ規模の小規模事業者向けの直接的経済支援の 3 つから構成される。
・同時に、ドイツ政府は補正予算を 4,848 億ユーロに増額し、また、税収の大幅な減少（約 335 億ユーロ）が予想されることから 1,500 億ユーロの国債発行をすると報じられた。

その他

・3 月 22 日のメルケル首相による会見では、少なくとも 2 週間の期間における家族以外との接触制限、不要不急の外出制限等の感染拡大防止策が発表された。
・感染対策措置の実施は各州の権限のもと行われるが、南部のバイエルン州・バーデン＝ヴュルテンベルク州の 2 州等では外出制限等が発令されており、違反者に対しては罰金等が科される可能性がある。

英国（ジョン・レイン外国法事務弁護士：john_lane@noandt.com／大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com）

全体概況　死亡者：422 人、感染者数：8,077 人（3 月 24 日現在）

英国においても感染者数は拡大しており、確認された感染者数は 8,000 人以上、実際の感染者数は 10 万人を超えるとも推定されている。英国では、イタリア、スペイン、フランス、ドイツといった他の欧州主要国と比べると対策措置の程度は低かったが、感染の拡大を受けて、他の欧州諸国にならい、外出禁止等の社会的不接触のルールの導入とともに、不要不急のビジネスの閉鎖等を命じた。

日本の外務省は、3 月 16 日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル 1（十分に注意）からレベル 2（不要不急の渡航自粛）に引き上げた。

主な政府発表

・ジョンソン首相による外出制限措置の公表（3 月 23 日）
・イングランド銀行による政策金利の切り下げ等の発表（3 月 19 日）
・3,500 億ポンドの財政援助措置の発表（3 月 17 日）

渡航情報

・EU 加盟国は、3 月 17 日に、非 EU 市民による EU 域内への 30 日間の原則渡航禁止措置を決定したが、英国市民は適用除外となるとされている。
・日本の外務省は、3 月 16 日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル 1（十分に注意）からレベル 2（不要不急の渡航自粛）に引き上げた。
・国境は未だ封鎖されていないが、Foreign Secretary である Dominic Raab は、国外を旅行中の英国民に対して可能な限り速やかに帰国することを求めた。

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

経済支援措置

・英国政府は戦後最大となる総額 3,500 億ポンドの財政援助措置を公表した。
・年間 4,500 万ポンド以下の売上げのある企業は、500 万ポンドまでの無利子融資を 12 か月間受けることができ、政府がその 80%を保証する。
・月 2,500 ポンドを上限に、従業員の給与の 80%を政府が支払う。
・付加価値税（VAT）の支払いが 2020 年 6 月まで停止される。
・中央銀行であるイングランド銀行は、政策金利を最低水準の 0.1%に切り下げた。また、大規模な量的緩和措置を公表し、2,000 億ポンドの英国債の買い上げを行うとした。

その他

・全ての学校・大学は閉鎖された。但し、不可欠な労働者はその子どもを学校に送ることが例外的に認められている。
・生活必需品以外を販売している店舗は閉鎖を命じられた。
・営業が未だ認められている事業は、レストラン・カフェ（宅配のみ）、スーパーマーケット、薬局、ガソリンスタンド、銀行等の生活に不可欠なものに限られている。
・葬儀を除き、結婚式を含む社会的イベントの開催が禁じられている。
・オフィスへの通勤は、リモートワークができない場合にのみ認められている。
・2 名超の集まりは禁止されている。
・警察はこれらのルールへの違反者に対して罰金を科す権限を持つものとされている。
・イングランド及びウェールズにおける新規の陪審トライアルは中止された。
・コロナウイルスの対策法案である Coronavirus Bill 2019-21 が、庶民院を通過し、現在貴族院で審議中。

シンガポール（坂下大弁護士：yutaka_sakashita@noandt.com）

全体概況　死亡者：2 人、感染者数（累計）：558 人（3 月 24 日現在）
比較的早期から厳格な入国制限や国内における感染者、濃厚接触者の隔離等の感染拡大防止措置を講じていたシンガポールは、3 月初旬までは感染者数を 1 日数人程度に抑え込んでいたが、世界的な感染拡大を受けて、この 1、2 週間は 1 日あたり数十人の感染者が確認されるようになっており、その大半を国外で感染した後シンガポールに入国して発症したと思われる人が占めるようになっている（24 日の感染者 49 人中 32 人が海外で感染したと確認されている。）。かかる状況を受けて、現在は下記のとおり厳格な入国規制及び国内でのさらなる感染拡大防止措置がとられている。

主な政府発表

・保健省による、Disease Outbreak Response System Condition (DORSCON)と呼ばれる感染指標に基づくリスクレベルのオレンジへの引き上げ（2 月 7 日）
・人材省による企業向け社内での感染者が確認された場合の対応ガイドラインの策定（2 月 21 日、同 27 日、同 28 日）
・リー・シェンロン首相による、DORSCON レベルをオレンジに維持する旨や、国民に対し冷静な対応をすべき旨の呼びかけを含む演説（3 月 12 日）
・人材省による、BCP（Business Continuity Plan）の策定等、雇用者として講ずるべき措置に関するガイドラインのアップデート（3 月 16 日）
・人材省による、従業員の海外渡航への対応に関する諸ガイドラインの策定（3 月 16 日、同 23 日）
・国内における感染拡大防止措置の更なる厳格化の発表（下記：3 月 24 日）

渡航情報

1. シンガポール国民、永住者、長期滞在パス（雇用パス等）保有者

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

（1）渡航先を問わず、シンガポールに帰国する者は全員、自宅等での 14 日間の経過観察、外出禁止措置（Stay Home Notice : SHN）の対象とする。但し過去 14 日間に中国湖北省への渡航歴を有する者は隔離命令の対象とする。
（2）上記に加え、雇用パス保有者及びその家族等のシンガポール入国については、雇用者の責任において、事前に人材省（MOM）の許可を得る必要がある。現在、この MOM の許可は、医療、運輸等の"essential services"に従事する者及びその家族等に優先して与えられる旨が MOM より発表されており、それ以外の外国人は、雇用パスを保有していても、当面はシンガポールに再入国することが見込めない状況にある。
（3）3 月 27 日 9 時以降、入国前に健康状態申告書（health declaration）を提出する必要がある。

2. 旅行者、出張者等の短期滞在者
3 月 23 日 23 時 59 分以降、全ての入国及び乗継ぎを禁止。

その他
・当局のウェブサイトにおいて、各感染者の属性や既確認感染者とのリンク等の情報が比較的詳細に公開されている。また、登録者には、政府より 1 日 1、2 回程度の頻度で SNS（WhatsApp）を通じ新規感染者数その他の最新情報が配信されている。
・関係省庁で構成されるタスクフォースにより、感染拡大防止のために講ずべき措置が策定され、随時アップデート（厳格化）されている。3 月 24 日にこれがさらに厳格化されることが発表され、3 月 26 日 23 時 59 分から 4 月 30 日まで、バーや娯楽施設の営業禁止、学校、職場外での 10 名超の会合の禁止、各人の間に 1 メートル以上の物理的間隔を設けること、（これは基本的に従前どおりであるが）職場にあっては従業員の物理的接触機会を減らすための措置を講ずること、等の遵守が求められることとなった。さらに、今後、感染症法の施行規則という形式で、上記措置に法的拘束力（罰則の適用を含む。）を付与することも発表されている。
・MOM は、従業員の物理的接触機会を減らすための措置（上記）を講じていないこと等を理由に、21 の事業者に事業停止命令又は改善命令を行ったと発表した（3 月 23 日）。
・3 月 14 日から（全入国者が SHN の対象となった）20 日までの間にシンガポールに入国した従業員を有する雇用主は、当該従業員に 14 日間の自宅待機措置（leave of absence: LOA）を講ずることが MOM により推奨されている（3 月 20 日）。
・雇用パス保有者（外国人労働者）の場合、SHN の遵守は、労働者と雇用者の共同の義務であるとされている（例えば、雇用者は、SHN 期間中、労働者が食事や日用品を確保できるようにする義務を負う。）。SHN の遵守はスマートフォンアプリ等を通じて厳格にチェックされ、不遵守に対しては雇用パスの取消しや、雇用者に対する将来の雇用パス申請不許可等の厳格な処分が科され得る（実際にそのような処分例も報道されている。）。自社従業員が SHN の対象となる場合には、雇用者としてもその遵守について十分配慮をする必要がある。
・3 月 12 日より、従業員の月給に影響を及ぼすコスト削減措置を講じた企業に対し、MOM への通知が義務付けられている。
・従業員が SHN/LOA に服する場合に、当該期間は年次有給休暇を消化したものとして（雇用者の側が）扱うことの是非について、MOM は、当該期間中の在宅勤務の可能性を示唆した上で、在宅勤務が不可能である場合には（また特に SHN/LOA の原因となった海外渡航が業務関連のものであれば）追加の年次有給休暇を付与すべきこと（つまり SHN/LOA 期間について年次有給休暇を消化したものとして扱わないこと）を推奨している。なお、政府のプログラムにより、雇用主は、申請により、かつ一定の条件の下で、SHN/LOA に服する従業員 1 人につき 1 日あたり 100 シンガポールドルの補償を受けることができる。

インドネシア（福井信雄弁護士：nobuo_fukui@noandt.com）

全体概況　死亡者：55 人、感染者数（累計）：686 人（3 月 24 日現在）
3 月に入って感染者が急増しており、3 月 20 日以降は、事前に健康証明書を提出してビザの取得をしない限り、外国人の入国は全て禁止されている。3 月 15 日には、ジョコウィ大統領及びジャカルタ州知事の声明が出され、

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

公務員及び民間企業での自宅勤務の導入やジャカルタ州内全ての学校の 2 週間休校等の感染拡大防止のための措置が国内でも実施され、さらに 3 月 20 日のジャカルタ州知事の非常事態宣言により娯楽施設や商業施設の閉鎖等の追加措置がとられている。

主な政府発表

・法務人権大臣令 2020 年第 3 号（2020 年 2 月 5 日制定）に基づく中国人及び中国への渡航歴のある外国人へのビザ発給の一時停止
・ジョコウィ大統領による、インドネシア初の国内感染事例に関する声明（3 月 2 日）
・ジョコウィ大統領による、新型コロナウイルス拡大防止に向けての声明（3 月 15 日）
・ジャカルタ州知事による非常事態宣言（3 月 20 日）

渡航情報

・直近の過去 14 日間にイラン、イタリア、バチカン、スペイン、フランス、ドイツ、スイス、英国に滞在歴のある外国人の入国及びトランジットが禁止されている。
・外国人出張者の多くはインドネシアの空港到着後に取得できる到着ビザ（Visa On Arrival）を取得して入国していると思われるが、3 月 20 日以降、当面 1 か月間はこの到着ビザの発給が停止される。インドネシアに入国する場合は、事前にインドネシアの在外公館で保健当局が発行する健康証明書（Health Certificate）の提出が求められる。

その他

・インドネシア金融庁は、3 月 9 日付で「自社株買いが許容される市況への重大な変動を与えるその他の事由」に関する回状（Circular Letter）を発行し、今回の新型コロナウイルスの拡散が市況への重大な変動を与える事由に該当するとの解釈を明らかにした。インドネシアの上場会社に関しては、一定の市況への重大な変動を与える事由が生じた場合に、本来必要な株主総会の決議無しに一定限度の自社株買いを許容する金融庁規則が 2013 年に施行されているところ、今回の回状により、現在の状況下で同規則の適用を受けられることが明確化され、より機動的な自社株買いが可能であることが確認された。市場での株価の下落が著しい現状において、上場会社の資本政策の選択肢が広がる措置と評価できる。
・インドネシア金融庁は、3 月 18 日付で新たな回状を発行し、上場会社による年次株主総会の開催期限を 2 か月延長して 8 月 31 日までに変更し、また計算書類等の提出期限も 2 か月延長した。
・感染拡大防止の目的で、インドネシアへの投資を主管する投資調整庁の窓口が 3 月 17 日より 3 月末までサービスを一時停止することを発表した。オンラインでの手続は引き続き可能である。
・インドネシア事業競争監視委員会（KPPU）は、企業結合届出の受付を含む業務を 4 月 2 日まで中断する措置をとることを決定した。この措置は 3 月 16 日に遡って適用され、この期間は提出期限である 30 営業日の日数にはカウントされないことになり、結果的に提出期限が延長されたことになる。

ベトナム（澤山啓伍弁護士：keigo_sawayama@noandt.com）

全体概況　死亡者：0 人、感染者数：134 人（3 月 24 日現在）
ベトナムでは、当初から警戒を強め初期の抑え込みには成功していたが、近時感染者が増加している。そのほとんどは欧米からの帰国者であるが、帰国者との濃厚接触者の感染も少しずつ増えている。ベトナム政府は感染者との接触者約 5 万人を隔離するなど抑え込みに全力を注いでおり、23 日からは全ての外国人の入国を原則禁止した。

主な政府発表

・政府は信用供与及び減税に関する 280 兆ベトナムドンの救済パッケージを可決した [8]。これに基づき、国家銀行

[8] 政府指令第 11/CT-TTg 号

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

は COVID-19 の影響を受けた個人・企業向けのローンの返済期限の延長、金利の削減・免除に関するガイドライン（第 01/2020/TT-NHNN 号）を発行した。税務総局は、COVID-19 による損害を被った企業向けの納税期限の延期及び延滞利息の免除に関するガイドライン（第 37/TCT-QLN 号）を発行している。

渡航情報

・2020 年 3 月 22 日以降、全ての外国人の入国を原則停止（政府官房通知第 118/TB-VPCP 号）。
・海外から帰国するベトナム人についても全員が国の施設で 14 日間の隔離措置を受けることになっているところ、ホーチミン市内の隔離施設が既に満員のため、航空各社に対し、ホーチミン市タンソンニャット国際空港への輸送を 3 月 25 日から一週間停止するよう命じた [9]。
・ベトナム航空は 3 月 25 日までに全ての国際線の運航を停止。日系航空会社も日越間の航空便を運休又は減便している。

その他

・感染者については病院での隔離、感染者との直接の濃厚接触者（F1）については病院での隔離又は集中隔離、F1 との濃厚接触者（F2）及び F2 との濃厚接触者（F3）については自宅での隔離が強制される。濃厚接触には、同じ飛行機に搭乗していた場合も含まれる。マンションの住民に感染者が出た場合には、当該マンション全体が封鎖対象となる。このような措置は、感染病防止法に法的根拠がある。ベトナム政府の徹底した水際対策のため、接触者として隔離されるリスクに警戒が必要である。
・ベトナム現地法人の従業員に感染者が出た場合、政府から職場の一時閉鎖が命じられる可能性が高い。ベトナム労働法では、このような「危険な疫病」による閉鎖期間中の従業員に対する給与については、地域別最低賃金を下回らない範囲で労働者と合意した水準の賃金（通常の賃金の 75%等と労働協約で合意されている例もある）を支払う必要があるとされている（労働法第 98 条第 3 項）。

インド（山本匡弁護士：tadashi_yamamoto@noandt.com）

全体概況　死亡者：10 人、感染者数（累計）：606 人（3 月 25 日現在）
インドでは連日感染者の増加が確認されている。感染者の中にはインド国外からの旅行者も含まれる。人口が多く、人口密集地も多いため、大規模な感染が懸念されており、3 月 24 日午後 8 時頃に、その約 4 時間後の 25 日午前 0 時からインド全土での 21 日間のロックダウンの実施が命令される等厳格な措置がとられている。中央政府は州政府に対し、迅速かつ強力な措置をとることを連日要請している。

主な政府発表

・保険・家族・福祉省（Ministry of Health & Family Welfare）が Do’s and Don’ts を公表 [10]
・インド災害管理法（Disaster Management Act, 2005）及びインド感染病法（Epidemic Disease Act, 1897）が発動
・インド全土での 3 月 25 日午前 0 時から 21 日間の完全なロックダウンの実施命令

渡航情報

・3 月 22 日から 3 月 29 日までの間、国際民間旅客航空便のインドへの着陸が停止された。乗客は国籍を問わず「on Indian soil」に降り立つことが禁止される。なお、3 月 25 日以降、国内民間旅客航空便も運行が停止される。
・全てのビザが 2020 年 4 月 15 日まで効力を停止した。やむを得ない理由によりインドに入国する必要がある場合は、インド大使館又は領事館にコンタクトしなければならない。

[9] 交通運輸省公文第 2661/BGTVT-VT 号
[10] https://www.mohfw.gov.in/Poster_Corona_ad_Eng.pdf、https://www.youtube.com/watch?v=lN4Wr1s48cM

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

・日本人への On-arrival Visa の発給は停止されている。
・中国、韓国、イタリア、イラン、フランス、スペイン、ドイツ、UAE、カタール、オマーン、クエートに渡航歴のある者は、インドへの到着後、最低 14 日間隔離される。
・EU、ヨーロッパ自由貿易連合、トルコ、英国、アフガニスタン、フィリピン、マレーシアからのインドへの渡航（乗継ぎを含む。）が禁止された。
・中国、韓国、イラン、イタリア、フランス、スペイン及びドイツへの渡航中止の強い勧告、並びに新型コロナウイルスの感染があった国への不急の渡航中止の勧告がなされている。
・韓国及びイタリアからインドに渡航しようとする者は、医療機関が発行する新型コロナウイルスに感染していないことを証する証明書を有していることを要する。その他の国からの渡航者も、自己申告書を提出する必要がある。

その他
・インド災害管理法に基づき、インド全土での 3 月 25 日午前 0 時から 21 日間の完全なロックダウン命令が出されており、違反した場合、罰則が適用され得る。大多数の州・連邦直轄地で既にロックダウン命令が出されており、現地報道によれば、理由なく外出した者に実際に罰金支払命令が出されているとのことである。
・雇用主は、一般的に職場における従業員の安全・健康を確保すべき義務を負っており、新型コロナウイルスに関しても、従業員への情報提供、職場における衛生環境の確保、感染者・感染の可能性のある者の出勤停止（病気休暇等）、在宅勤務等の措置を検討すべきであるが、現在、インド全土で完全なロックダウン命令が出されており、一定の生活に不可欠なサービスや生活必需品の生産を除き在宅勤務となる。
・州によっては、州政府が、新型コロナウイルス拡大を理由とする解雇（契約社員の雇用止めを含む。）や給料減額を雇用主が行わないよう通達を出している。
・インド伝染病法の発動により、各州政府に、規則の制定を含め、新型コロナウイルス対策に関する広汎な権限が付与された。州により、当該州の感染病 COVID-19 規則（Epidemic Diseases, COVID-19 Regulations, 2020）を制定しており、新型コロナウイルスが確認された国等への渡航歴がある者の病院への報告義務、地方当局への感染地域の封鎖等を含む広汎な権限付与等が行われている。州によっては当局による立入検査も可能である。規則に違反した場合、罰則が適用され得る。
・インド災害管理法が発動され、マスク等の価格統制が行われている。違反した場合、罰則が適用され得る。
・財務大臣兼企業大臣は、以下を含む各種措置を公表した。
(ⅰ)インド会社法（Companies Act, 2013）及び関連規則上、財務諸表等を承認する取締役会は、テレビ会議を使用せず物理的に一堂に会して開催する必要があるが、テレビ会議使用禁止規制を 6 月 30 日まで免除する。
(ⅱ)インド会社法上、ある取締役会から次の取締役会までの期間は 120 日以内でなければならないが、9 月 30 日まで、この期間を 60 日間延長する。
(ⅲ)2019-20 年度から適用される予定であった監査報告書令（Companies (Auditor’s Report) Order, 2020）を、2020-21 年度から適用する。
(ⅳ)インド会社法上、独立取締役は、年 1 回以上、非独立取締役及び経営陣が出席しない会議を開催する必要があるが、2019-20 年度については、独立取締役が当該会議を開催できなくても上記要請の違反とはみなされない。
(ⅴ)インド会社法上、事業年度（基本的に 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）内に 182 日以上インドに滞在していた居住取締役が存在する必要があるが、かかる居住要件を充足できなくても違反とはみなされない。
(ⅵ)インド倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）に基づく倒産処理手続開始申立てを行うための要件の 1 つである債務不履行額を、10 万ルピーから 1,000 万ルピーとする。4 月 30 日後も現在の状況が継続するようであれば、6 か月間、倒産処理手続開始申立てに関する同法の規定を停止することを検討する。
(ⅶ)インド会社法上、一定の会社は、同法所定の CSR 活動への支出が義務付けられているところ、新型コロナウイルスに関する支出は CSR 活動への支出に含まれる。
(ⅷ)インド国内の会社等に対し、新型コロナウイルス感染拡大阻止に向けた活動として、Form CAR（Companies Affirmation of Readiness Towards COVID-19）を提出（オンライン提出）することを要請する。
(ⅸ)所得税・物品サービス税の税務申告や税金の支払いについて提出期限・納税時期が延長される。

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

・インド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India）は、上場企業の年次財務諸表や四半期財務諸表等の継続開示書類の提出期限を、上場企業・書類の種類等により、約 3 週間から 60 日間延期した（例えば、株式上場企業の年次財務諸表の提出期限は 1 か月延期。）。また、上場企業の取締役会及び監査委員会の開催頻度につき、ある会議から次の会議までの開催期間が 120 日以内でなければならないという上場規則の規制を、2019 年 12 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日までに開催される取締役会及び監査委員会に適用しないこととした。
・インド競争委員会（Competition Commission of India）が公表した通達によると、企業結合の届出その他の届出等が 3 月 31 日まで停止される。
・インド最高裁判所の命令により、3 月 15 日から命令が出されるまで、時効期間が延長される。
・現地報道によると、財務省（Ministry of Finance）が、太陽光発電デベロッパーに対し、新型コロナウイルスによるサプライチェーンの混乱により、契約上の期限を遵守できなかったとしても、財務上の制裁を回避するため、不可抗力条項を発動することができると公表したとのことである。
・従業員に感染者が出た場合、当局に報告する以外、第三者に感染者に関する情報を開示することは、インド情報技術法（Information Technology Act, 2000）の個人情報保護に関する規定に違反するので開示してはならない。

タイ（佐々木将平弁護士：shohei_sasaki@noandt.com）

全体概況　死亡者：4 人、感染者数：934 人（3 月 25 日現在）
3 月中旬以降、感染者が急増している。ムエタイスタジアムでの集団感染等を契機に感染が拡大しているとみられ、3 月 18 日以降娯楽施設等が閉鎖されたことに伴い、バンコクから地方に帰郷する人を通じて全土に感染が広まることが懸念されている。感染拡大を踏まえ、3 月 24 日付の閣議決定により、非常事態宣言が発令されることとなった（適用期間は 3 月 26 日から 4 月 30 日まで。）。海外からの外国人の渡航には厳しい制限が課せられ、事実上入国が制限されている。3 月 22 日以降、バンコク及び周辺県の商業施設（スーパーマーケット及びテイクアウト向けのレストラン営業を除く。）は閉鎖されている。

主な政府発表
・3 月 1 日付で、新型コロナウイルス感染症は、感染病法上に基づく危険伝染病として指定された。当該指定により、事業所の所有者や管理者は、感染の疑いのある者が出た場合には、3 時間以内に当局に届け出る義務を負うこととなった。また、当局が、感染の疑いのある者に対する検査の命令、市場、飲食店、工場、公共集会施設、教育機関等の一時閉鎖等の措置をとることが可能となった。
・3 月 17 日の閣議において、3 月 18 日から 2 週間、大学、インターナショナルスクール、塾等の閉鎖、並びに、バンコク及び周辺県のパブ、娯楽施設、マッサージ店、映画館等の閉鎖が決定された。また、ソンクラン（タイ正月）の祝日（4 月 13 日から 15 日）が延期されることとなった（振替日の日程は追ってアナウンスされる。）。
・3 月 21 日付で、バンコク及び周辺県の商業施設（スーパーマーケット及びテイクアウト向けのレストラン営業を除く。）に対して閉鎖命令が出ており、3 月 22 日以降閉鎖されている。
・3 月 23 日付で、バンコクから、都民及び民間企業に対して、外出自粛等の協力を求めるアナウンスが行われている。また、3 月 25 日からは、公共交通機関におけるマスクの着用が義務付けられている。
・3 月 24 日付の閣議決定により、非常事態宣言が発令されることとなった（適用期間は 3 月 26 日から 4 月 30 日まで。）。外出禁止、集会禁止等の具体的な措置はとられていない。

渡航情報
・3 月 22 日以降、出発地や居住地を問わず、タイへの渡航便に搭乗する全ての外国人の搭乗に際して、検査の結果新型コロナウイルスが検出されなかった旨を証明する英語の診断書（72 時間以内に発行されたもの）の提示、及び新型コロナウイルスによる疾病を含む医療費をカバーする健康保険（補償額 10 万米ドル相当以上）への加入を示す証書の提示が求められることとなっており、日本からの渡航は事実上制限されている。
・その後、非常事態宣言の発令に伴い、3 月 26 日以降、外国人の入国が原則として禁止されることとなった（例外的に、労働許可証の保有者は健康証明書の提示により入国が認められるが、自宅等における 14 日間の自己観察

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

（外出は許可制）が要請される）。

その他

・日本への渡航歴のあるタイ人感染者が日本への渡航歴を当初申告していなかった事案が発生し、当該感染者の対応が問題視されている。検査等の場面で渡航歴等の照会があった場合には、正確な申告を行う必要がある（危険伝染病に関して、医師に対して渡航歴を隠すことや虚偽の情報を伝えることは、2 万バーツ以下の罰金の対象となる。）。

・タイの会社は、会計年度終了後 4 か月以内に年次株主総会を開催することが法律上求められているが、管轄当局である商務省から、期限内に開催できなかった場合には、開催後にその旨を文書で報告することを求めるアナウンスが行われた（期限内に開催できないことを事実上容認する趣旨のものであると解される。）。

・労働保護福祉局から、労使に対する協力要請のための通達（感染のリスクがある又は隔離が必要と認められる従業員がいる場合には労働監督官に報告すること等を含む。）が行われている。

・労働法上、祝日は各使用者が個別に定めて従業員に対してアナウンスするものであるため、ソンクラン休暇の祝日を延期する旨の政府決定の効果が各使用者に当然に及ぶものではない。政府決定に従ってソンクラン休暇を延期するか否かは、各事業者において判断することになる。

・労働法上、事業を全部又は一部停止する際には、不可抗力に基づく場合には無給で従業員を一時帰休させることができ（ノーワークノーペイの原則）、また、不可抗力以外の場合には通常賃金の 75%の支払いが必要となる。労働省労働保護福祉局発行のガイドライン（3 月 18 日付）においても、政府の命令によって閉鎖となる事業所については、不可抗力により休業を余儀なくされているものであり、その期間中の賃金を支払う必要はないとされている。したがって、政府命令に従って閉鎖となったレストランや商業施設においては、従業員に対して無給での一時帰休を命じる行うことができると考えられる。

フィリピン（坂下大弁護士：yutaka_sakashita@noandt.com）

全体概況　死亡者：33 人、感染者数（累計）：501 人（3 月 24 日現在）

フィリピンは比較的早期に中国本土、香港、マカオからの入国禁止措置をとり、感染者は 3 月 5 日時点まで武漢からの渡航者 3 人（死亡者 1 人）のみという状況が続いていたが、その後感染者数が急激に増加し、かかる事態を受けて、マニラ首都圏を含むルソン全域における事実上の封鎖措置や、全外国人の入国禁止等の厳格な措置がとられるに至っている。

主な政府発表

・労働雇用省が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた柔軟な働き方に関するガイドラインを発表（3 月 4 日）

・国内感染の増加を受けて、COVID-19 アラートシステムを Code Red sublevel 1（5 段階のうち上から 2 番目）に引き上げ（3 月 7 日）

・大統領による公衆衛生上の非常事態宣言（3 月 9 日発表）

・大統領によるウイルス対策の追加措置の発表、COVID-19 アラートシステムを最高レベルの Code Red sublevel 2 に引き上げ（3 月 12 日）

・大統領府、官房長官によるウイルス対策の追加措置に関するメモランダム（3 月 14 日）

・ルソン全域（マニラ首都圏含む。）に「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の措置（3 月 16 日）

・大統領による国内全土の災害事態宣言（3 月 16 日）

・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」に関するガイドライン（3 月 18 日）

渡航情報

・3 月 22 日より、全ての外国人へのビザ発給及びビザ免除措置が停止され、また既発行のビザも無効とすること

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

が発表されている（フィリピン国民の配偶者及び子等の一定の例外を除く。また、既にフィリピンに滞在している外国人のビザは引き続き有効。）。これから外国人がフィリピンに入国することは原則としてできない状況にある。
・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」における外出制限により、マニラ首都圏を含むルソン地域からの出国は原則として不可。但し、外国人は、滞在場所を出てから 24 時間以内に出国することを条件に出国可能。ルソン地域以外の一定の地域にも類似の制約がある。

その他
・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」により、ルソン全域（マニラ首都圏含む）において、3 月 17 日から 4 月 13 日までの間、以下の内容を含む措置がとられている。
（ⅰ）原則として自宅からの外出は禁止
（ⅱ）生活必需品の調達のための外出は、1 家庭につき 1 人のみ可
（ⅲ）生活に必要な一定の事業に従事する者等は外出可能
（ⅳ）生活に必要な施設以外は閉鎖。ホテルは追加予約の受付禁止
（ⅴ）タクシー、バス、MRT/LRT 等の全ての公共交通機関は営業禁止
（ⅵ）生活に必要な一定の事業を営む会社を除き、雇用主は、従業員に職場への出勤を要求してはならない
・上記措置により、マニラ首都圏に拠点を有する現地企業は急遽在宅勤務態勢へ移行することとなり、また企業活動関連の行政機能がスローダウンするなど（例えば許認可関連の手続は事実上機能停止している状況である）、そのオペレーションに大きな影響が生じている。
・3 月 12 日に、証券取引委員会（SEC）より、遠隔的手法（電話、ビデオ会議等）による株主総会開催に関するガイドラインが策定されている。
・2019 年の年次報告書、計算書類の SEC への提出期限の延長が認められている（3 月 12 日）。
・フィリピン証券取引所は、3 月 17 日より取引を停止していたが、19 日よりこれを再開した。

マレーシア（長谷川良和弁護士：yoshikazu_hasegawa@noandt.com）

全体概況　死亡者：17 人、感染者数（累計）：1,796 人（3 月 25 日現在）
マレーシアは、3 月 24 日時点で ASEAN の中で最も感染者数が多い国となっている。マレーシアでは、3 月に入ってから感染者数が急速に増加し、直近 1 週間でも約 1,000 人が新たに感染している。感染拡大を阻止する観点から、伝染病予防管理法及び警察法に基づいて 3 月 18 日から 3 月 31 日までの 14 日間にわたるマレーシア全土での移動制限令が発せられており、またマレーシア国民の海外渡航禁止及び外国人のマレーシア入国禁止措置がとられている。更に、3 月 25 日には、移動制限令を 4 月 14 日まで延長することが決定された。
マレーシア全土での移動制限令により、原則として、マレーシアの全ての事業所や崇拝所が閉鎖されている。例外的に、①食品、日用品や医薬品等の必需品、及び②石化成品、化学品や電子・電気製品等の必需品のサプライチェーンの一部を構成する製品については、国際貿易産業省（MITI）の許可を得て、一定の条件付きで生産や製造の継続が可能とされている。もっとも、例外的な生産又は製造開始を求めて非常に多くの事業者が国際貿易産業省に許可申請を行っており、申請審査の遅延や手続的混乱が生じている。また、関係当局によって移動制限や出入国禁止に関する具体的場面への当てはめについて個別の指令や通知が発出されるなど随所で対応が進められている。
かかる状況を踏まえ、売買や賃貸借を含め、各種契約における不可抗力条項や後発的履行不能原理（Doctrine of Frustration）に関する検討、また契約解釈を踏まえて契約相手方との契約交渉等の対応を行う企業も見られる。

主な政府発表
・人的資源省が新型コロナウイルスを含む感染症予防対策に係るガイドラインを公表（2 月 6 日）
・国王が国民に向けて保健省による感染者調査等への全面協力を要請（3 月 7 日）
・在宅監視命令を受けた者は、法令遵守及び監視命令に基づく規則を要遵守という旨を保健省が発表（3 月 8 日）
・首相が 3 月 18 日から 3 月 31 日までの 14 日間にわたるマレーシア全土での移動制限令を発表（3 月 16 日）
・国家安全保障委員会が、活動制限命令下で例外的に許可を得て製造又は生産継続可能な品目を発表（3 月 18 日）

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

・首相が移動制限令の対象期間を 4 月 14 日まで延長することを発表（3 月 25 日）

渡航情報

・2 月末日時点で、過去 14 日間以内に中国 3 省（湖北省、江蘇省、浙江省）、韓国の大邱（テグ）広域市及び清道（チョンド）郡に滞在歴ある外国人（永住者、長期ビザ保有者等を除く。）の入国を禁止。
・3 月 5 日に、更にイタリア 3 州（ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア・ロマーニャ州）、日本の北海道、イラン 3 地域（テヘラン、コム、ギラン）に滞在歴ある外国人（永住者、長期ビザ保有者等を除く）の入国も一時的に禁止。
・移動制限令の期間中、マレーシア国民による海外渡航の禁止及び外国人によるマレーシアへの入国禁止。

その他

・移動制限令の期間中は学校も休校となる。

ミャンマー（長谷川良和弁護士：yoshikazu_hasegawa@noandt.com）

全体概況　死亡者：0 人、感染者数（累計）：2 人（3 月 24 日現在）
ミャンマーでは、今週初めて感染者が確認された。政府はこれまでも COVID-19 を法定感染症に指定し、感染者が多い地域を順次、入国禁止の対象地域に追加すること等によって水際対策の強化を図ってきた。直近の他国での感染拡大や国内初の感染者確認といった状況を踏まえ、3 月 25 日からはミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後 14 日間の指定施設での隔離措置を講じる旨を発表し、感染予防策を強化している。

主な政府発表

・COVID-19 を法定感染症に指定（2 月 28 日通達）
・ミャンマーへの渡航者の入国制限措置（3 月 15 日政府発表）
・3 月 25 日からミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後 14 日間の指定施設での隔離措置（3 月 24 日政府発表）
・3 月 25 日からミャンマーへ入国する全てのミャンマー人に入国後 14 日間の指定施設での隔離措置（3 月 24 日政府発表）

渡航情報

・過去 14 日間以内に中国（湖北省）、韓国（テグ、キョンサン）に滞在歴ある者を次の発表があるまで入国禁止。当該地域へ渡航したミャンマー人への 14 日間の経過観察期間を設定。
・過去 14 日間に韓国の上記地域以外及び感染ハイリスク地域に滞在したミャンマー人を含む全ての旅行者は、14 日間の自宅又はホテルでの隔離。
・上記地域を除く中国（香港とマカオを含む）及び韓国からの入国者に、検疫所長の指定場所での 14 日間の待機要求。
・イタリア、イラン、フランス、スペイン及びドイツに過去 14 日間以内に滞在したミャンマー人を含む全ての旅行者は、ミャンマー入国後 14 日間定められた場所で経過観察。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

[執筆者]

大久保 涼（弁護士・パートナー）
ryo_okubo@noandt.com
ニューヨーク・オフィス共同代表。2006 年に The University of Chicago Law School にて LL.M.取得。2007 年ニューヨーク州弁護士登録。2006 年～2008 年に Ropes & Gray LLP（ボストンオフィス及びニューヨークオフィス）に勤務。2018 以降ニューヨーク・オフィス共同代表を務める。主に日米クロスボーダーのプライベート・エクイティ、M&A、買収ファイナンス、証券法、宇宙ビジネスを中心にアドバイスを行っている。

塩崎 彰久（弁護士・パートナー）
akihisa_shiozaki@noandt.com
危機管理・不祥事対応チーム。国際的リコール案件、大型会計粉飾事件、増資インサイダー事件、大相撲八百長調査、円 LIBOR 金利不正操作事件、食品偽装事件、大型製薬調査案件等々国内外の数多くの企業不祥事の解決に携わる。2006 年から 2007 年まで首相官邸勤務。第一東京弁護士会・民暴委員会副委員長。

福井 信雄（弁護士・パートナー）
nobuo_fukui@noandt.com
シンガポール・オフィス代表。2010 年から 3 年間インドネシアの現地法律事務所にて執務後、2013 年から現在に至るまでシンガポールを拠点に日本企業の東南アジア進出に伴う法務面の支援を行っている。特にインドネシア法務には直近 10 年間従事し続けており、日本企業と現地企業との M&A 取引や不動産開発プロジェクト等の大型進出案件や、現地子会社の不祥事調査、贈収賄関連のコンプライアンス問題、労務、競争法等の企業法務の分野に関して豊富な経験を有する。

山本 匡（弁護士・パートナー）
tadashi_yamamoto@noandt.com
2009 年から 14 年にかけてインドにて勤務（マルチスズキ社・現地法律事務所・日系証券会社）。2014 年から 17 年、長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務を経て東京オフィスにて勤務。インドを中心とする新興国案件を中心にアドバイスを行っている。

川合 正倫（弁護士・パートナー）
masanori_kawai@noandt.com
長島・大野・常松法律事務所上海オフィス一般代表。2011 年中国上海に赴任し、2012 年から 2014 年 9 月まで中倫律師事務所上海オフィスに勤務。上海赴任前は、主に M&A、株主総会等のコーポレート業務に従事。上海においては、分野を問わず日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

澤山 啓伍（弁護士・パートナー）
keigo_sawayama@noandt.com
ハノイ・オフィス代表。2011 年以来ベトナム・ハノイを拠点として執務しており、ベトナム及び周辺国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う法務（事業拡大のための法令調査、紛争、労務、取引契約レビュー等）を中心にアドバイスを行っている。

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

佐々木 将平（弁護士・パートナー）
shohei_sasaki@noandt.com
長島･大野･常松法律事務所パートナー／バンコクオフィス代表。2005 年東京大学法学部卒業。2011 年 University of Southern California Gould School of Law 卒業（LL.M.）。日本企業の東南アジアへの進出、現地企業の買収案件及び在タイ日系企業の企業法務全般にわたる支援を行っている。

長谷川 良和（弁護士・パートナー）
yoshikazu_hasegawa@noandt.com
商社勤務を経て弁護士登録。Allen & Gledhill LLP（シンガポール）出向を経て、2013 年 1 月からシンガポール・オフィス勤務。シンガポール、マレーシア、ミャンマーをはじめ東南アジアその他アジア地域への進出、M&A、ジョイント・ベンチャー、エネルギー・インフラ案件、危機対応等、企業法務全般にわたり日系企業の支援を行っている。

坂下 大（弁護士・パートナー）
yutaka_sakashita@noandt.com
2007 年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたる M&A、事業再生案件等に従事。2015 年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国における M&A その他種々の企業法務に関するアドバイスを行っている。

アクセル・クールマン Axel Kuhlmann（外国法事務弁護士・外国法パートナー(*)）
axel_kuhlmann@noandt.com
ドイツの弁護士資格を有し、コーポレート分野及び M&A 分野を中心に取り扱う。
ドイツ及び欧州市場を中心に、国内企業による海外での企業活動に関する各種アウトバウンド案件、海外企業による国内での企業活動に関する各種インバンド案件のいずれについても、国内及び海外の依頼者に対する豊富な助言実績を有する。また、コーポレート分野及び M&A 分野を含む企業法務全般において、ドイツ法に関する幅広い実務経験に基づき実践的なアドバイスを行う。(*) 外国法共同事業を営むものではありません。

大沼 真（弁護士）
makoto_ohnuma@noandt.com
2010 年長島・大野・常松法律事務所入所。M&A・企業組織再編・ジョイント・ベンチャーを中心として、企業法務全般を取り扱う。2016 年から 2019 年にかけてドイツ、オランダ、ロシアの法律事務所にて執務し、欧州地域における M&A 取引等に関して幅広い経験を有している。ニューヨーク州弁護士・英国ソリシター資格を有する。

ジョン・レイン（外国法事務弁護士）
john_lane@noandt.com
John Lane has extensive experience in complex cross-border litigation and global investigations & crisis management spanning multiple jurisdictions. Clients have instructed him in relation to their most important governance matters and he has advised a number of them on appearances before UK parliamentary committees.
John advises clients from various industries but has a particular focus on the financial services, healthcare and transport sectors. He has been seconded to several American and European financial institutions during his career and has also spent time at the Bank of England where he worked with the Chief Legal Adviser to the Governor on various public and private law matters.

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu

丸田 颯人（弁護士）
hayato_maruta@noandt.com
2019 年長島・大野・常松法律事務所入所。主に、危機管理･企業不祥事対応、コンプライアンス等を取り扱っている。

長島･大野･常松 法律事務所 www.noandt.com

〒100-7036　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　ＪＰタワー
Tel: 03-6889-7000（代表）　Fax: 03-6889-8000（代表）　Email: info@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所は、約 500 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<client-alert@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu